

生産緑地と税制

区分

三大都市圏特定市※1の 市街化区域内農地

一般市町村の 市街化区域内農地

一般農地

生産緑地以外

生産緑地

生産緑地以外

宅地並み評価

- ・宅地評価額－造成費相当額

宅地並み課税

- ・課税額=評価額× $1/3 \times 1.4\%$
- ・前年度比5%増までに抑制

宅地並み評価

- ・宅地評価額－造成費相当額

宅地並み課税

- ・課税額=評価額× $1/3 \times 1.4\%$
- ・前年度比5%増までに抑制
- ・5年間激変緩和措置

農地評価

- ・売買事例価格による評価

農地課税

- ・課税額=評価額× 1.4%
- ・前年度比10%増までに抑制

宅地並み評価

- ・宅地評価額－造成費相当額

農地に準じた課税

- ・課税額=評価額× $1/3 \times 1.4\%$
- ・前年度比10%増までに抑制
(宅地並み評価まで上昇)

農地評価

- ・売買事例価格による評価

農地課税

- ・課税額=評価額× 1.4%
- ・前年度比10%増までに抑制

納稅猶予なし

納稅猶予なし
現世代の納稅猶予のみ
終身営農で免除
(現世代に限り、
貸借※2でも納稅猶予継続)

納稅猶予あり
終身営農で免除

納稅猶予あり
20年営農で免除

納稅猶予あり

終身営農で免除
(H21改正前は20年)
貸借(農業経営基盤強化促進法)でも、納稅猶予継続

固定資産税
の課税

相続税の
納稅猶予

都市計画
制限

農地転用
の制限

特になし

買取り申出可能
建築制限あり

30年(特定:10年)
建築制限あり

特になし

市街化調整区域内は
開発許可

原則不自由(許可制)
一定の場合、賃貸借可能

原則自由(届出制)

※1 三大都市圏特定市とは、①都の特別区の区域、②首都圏、近畿圏又は中部圏内にある政令指定都市、③②以外の市でその区域の全部又は一部が三大都市圏の既成市街地、近郊整備地帯等の区域内にあるもの。ただし、相続税は平成3年1月1日時点で特定市であった区域以外は一般市町村として扱われる。

※2 都市農地の貸借の円滑化に関する法律、特定農地貸し付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づく貸借に限る。